

## 第1号通所事業（通所介護相当サービス）重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 三磯会
主たる事務所の所在地	〒239-0842 横須賀市長沢6-45-6
代表者（職名・氏名）	理事長 山田 澄子
設立年月日	平成13年7月24日
電話番号	046-848-3933

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービス みうら富士	
サービスの種類	第1号通所事業（通所介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒239-0842 横須賀市長沢6-45-6	
電話番号	046-848-3933	
指定年月日・事業所番号	平成14年4月1日指定	1471901379
実施単位・利用定員	1単位	定員15人
通常の事業の実施地域	横須賀市	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで。祝日も行います。 ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時30分まで

#### 6. 事業所の職員体制

2024年4月1日現在

従業員の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 2人, 非常勤 0人
看護職員	常勤 0人, 非常勤 3人
介護職員	常勤 0人, 非常勤 5人
機能訓練指導員	常勤 0人, 非常勤 3人

#### 7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	山田 澄子
--------	-------

#### 8. 利用料

利用者の認定区分（要支援1・要支援2・事業対象者）に応じた介護保険給付の法定代理受領分と、介護保険給付外の全額自己負担分の合計をお支払い頂きます。

（1）指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料金

\*詳しくは、別紙「デイサービスみうら富士ご利用料金表」をご参照下さい。

法定代理受領では、各利用者の負担割合（1～3割）に応じた額の支払いを受けます。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合には、サービス利用費全額（10割）をお支払い頂き、後日保険者より保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

## (2) その他の費用

食 費	700円 (昼食600円、おやつ100円)
おむつ代	おむつの提供をする場合、尿取りパット30円、パンツ型紙おむつ100円、テープ止紙おむつ110円を請求します。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

## (3) キャンセル料

サービスの利用をキャンセル(お休み)される場合、連絡をいただいた時間に応じて、キャンセル料を請求させていただきます。

前日17時前までの連絡	1回利用あたりの料金100%
-------------	----------------

\*前日17時まではキャンセル料はかかりませんので、ご連絡をお願いします。

## (5) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、15日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の27日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	(続柄)
	電話番号	

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び横須賀市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 046-848-3933 担当者 管理者 山田 澄子
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	市町村介護保険相談窓口 (横須賀市福祉部介護保険課)	住所 横須賀市小川町1-1 電話 046-822-8393 対応日時 月～金 8:30～17:15
	神奈川県国民健康保険団体連合会 (介護苦情相談課)	住所 横浜市西区楠町2-7-1 電話 045-329-3447 対応日時 月～金 8:30～17:15

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 13. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施回数： 毎年2回

**【説明確認欄】**

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明し、交付しました。

事業者 所在地 横須賀市長沢6-45-6  
事業者名 社会福祉法人三磯会  
                  デイサービス みうら富士  
説明者職・氏名 生活相談員 守重 奈々 印

私は、事業者より上記の重要事項説明書について説明を受け、同意をし、受領しました。

利用者住所

氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名 印

立会人住所

氏名 印